

# 女性視座に基づくマーケティング戦略個別サポート型支援事業業務委託 プロポーザル実施要領

## 1 趣旨

富山県への女性来訪者の満足度を向上させ、本県の観光消費額の向上を実現させるため、女性の立場・目線に立った、いわゆる「女性視座」に基づくマーケティングの実装を目的として、個別サポート型で女性視座に基づくマーケティング戦略の普及・支援を行う受託事業者を広く募集するもの。

## 2 業務の概要等

### (1) 委託業務名

女性視座に基づくマーケティング戦略個別サポート型支援事業業務委託

### (2) 業務内容

業務委託仕様書のとおり

### (3) 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日

### (4) 予算額（業務委託費の上限）

13,000,000 円（消費税及び地方消費税含む）

※上記予算額は、契約時の予定額を示すものではありません。

## 3 参加資格

次に掲げる全ての項目を満たす者とします。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申し立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者
- (2) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与している法人その他の団体又は個人に該当しない者
- (3) 提案内容を確実に遂行できる十分な執行体制及び企画立案能力を有している者
- (4) 事業所の所在地については県内外を問わないが、必要に応じて作業報告、打合せ（Web会議システムを含む）等ができる体制がとれる者

## 4 委託業者選定方法

公募型プロポーザル方式により委託事業者を決定する。プロポーザル参加者から提出された企画提案書の内容を審査し、総合的に最も優れた提案をした参加者を委託事業者として選定する。

## 5 プロポーザルの概要

### (1) プロポーザルの参加申込み

本プロポーザルの参加を希望される場合は、電子メールにより、企画提案参加申込書（別紙様式1）を令和7年4月23日（水）17時までに（公社）とやま観光推進機構（以下、全ての書類の提出先）に提出してください。

## (2) 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問は、電子メールにより、質問書（別紙様式2）を令和7年4月23日（水）17時までに提出してください。なお、電話及び口頭による質問は受付けません。質問に対する回答は、すべての参加者に対して通知します。

## 6 企画提案書等の提出

本プロポーザルへの申込みをされた事業者は、電子メールにより、以下の書類を令和7年5月7日（水）17時（必着）までに提出してください。

### (1) 企画提案書〔A4版〕

業務委託仕様書を参照のうえ、以下の内容を記載し提案すること。なお、本事業の目的、趣旨に沿った提案であり、委託金額の上限の範囲内であれば、独自要素として実施項目を追加して差し支えない。

- ア 企画提案コンセプト（方向性）
- イ 業務実施概要、スケジュール案
- ウ 具体的な提案内容
- エ 業務実施体制等

### (2) 経費見積書

様式自由（内訳を記載すること。デザインに使用する写真（ポジ）のリース料についても、見積金額に算入すること。）

### (3) 会社概要

### (4) 業務実績（別紙様式3）

官公庁及び民間等の主な受託実績（特に女性の立場・目線に立ったマーケティングに関連する実績）。

主な事例を2～3点程度記載し、その概要が分かる資料も添付すること。

※提案数は、1社あたり1案とする。

※(2)は、押印のある見積書をスキャンしたデータを送付すること。

## 7 委託事業者の決定

提出された企画提案書の内容を審査し、別紙「審査基準」に掲げる観点から総合的に審査を行い、委託事業者を決定します。

## 8 その他

(1) 次に掲げる場合については提案を無効とします。

- ア 所定の日時、場所に書類を提出しなかった場合。
- イ 本プロポーザルに関する条件、指示事項に違反した場合。
- ウ 1社1案を超えて提出したもの。

(2) 本プロポーザルの企画提案書等作成経費は参加者の負担とします。

- (3) 提出書類の差替、変更、再提出は認めません。また、提出された企画提案書等の提出書類は返却しないものとしますので、あらかじめご了承ください。
- (4) プロポーザル参加申込み後に辞退する場合は、令和7年5月7日（水）17時までには辞退届（任意様式）を提出してください。
- (5) 本プロポーザルの結果は、採用・不採用にかかわらず、後日書面で通知します。  
なお、決定経緯及び決定理由等に関する問合せには応じないものとします。
- (6) 採用者とは、内容を別途協議のうえ、契約を締結します。委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。  
採用者と企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体的な条件などの協議を行い、調整が整った場合に（公社）とやま観光推進機構との随意契約の手続きを行うものとします。
- (7) 委託業務により新たに生じた著作権（キャッチコピーを作成し盛り込んだ場合は、そのコピーも含む。）は、（公社）とやま観光推進機構及び富山県、本事業に参画する県内自治体に属するものとします。
- (8) 審査は、（公社）とやま観光推進機構、富山県観光振興室及び関係する県内市町村の職員が行います。

## 9 スケジュール

|                     |                 |
|---------------------|-----------------|
| (1) プロポーザル参加申込期限    | 令和7年4月23日（水）17時 |
| (2) 質問書提出期限         | 令和7年4月23日（水）17時 |
| (3) 質問回答期限          | 令和7年4月30日（水）    |
| (4) プロポーザル企画提案書提出期限 | 令和7年5月7日（水）17時  |
| (5) プレゼンテーション実施     | 令和7年5月12日（月）    |
| (6) 審査結果通知          | 令和7年5月中旬以降      |
| (7) 契約締結            | 令和7年5月中旬以降      |

## 10 提出先・問合せ先

（公社）とやま観光推進機構 鹿嶋  
〒930-8501 富山市新総曲輪1－7  
TEL：076-444-4571／ FAX：076-431-4193  
E-mail: [proposal@info-toyama.com](mailto:proposal@info-toyama.com)